

アメリカにおけるチャータースクール研究の諸課題

宝 来 敬 章

1. 問題の所在と本稿の目的

これまでアメリカにおける教育改革の必要性を主張したものの1つとして、1983年の「教育の卓越性全国審議会 (the National Commission on Excellence in Education)」報告書『危機に立つ国家 (A Nation at Risk)』がある。この報告書では、アメリカの教育の基礎は「上昇する凡庸性 (mediocrity) の潮流」により侵食されてきたと指摘しており、国をあげて教育の卓越性に向けた改革や運動が高まった。このような動きが「卓越性を求める運動 (Excellence Movement)」と呼ばれるものである。

ベルベ (Berube 1994, pp.93-94) によれば、「卓越性を求める運動」には2つの動きがあるという。1つは分権化と学校選択を拡大し、市場原理と競争原理により公立学校全体の質の向上を目指す動きであり、もう1つは全国基準や統一テストを導入することで、一定の教育レベルを保障していこうとする動きである。ベルベが述べる2つの潮流の中で、公教育改革として学区や教育委員会はマグネットスクールやオルタナティブ・スクールなどを実施してきた。これらは特別のカリキュラムをもち、公立学校の多様性または学校選択を実現するものとして登場した。

そして、上述の行政主導による学校改革だけでなく学校現場からも自立を求める声が出るようになった。いわば独立運動が起こったのである。1980年代末には、学校選択が超党派の時代潮流となっていき (鶴浦 2001)、学校を選択する権利だけでなく、学校開設、学校運営、カリキュラム策定の権限を父母や教員をはじめとする市民に譲り渡すチャータースクール制度が導入された。

このような教育改革の流れを経て徐々にチャータースクール法制定への社会的関心が高まった結果、1991年にミネソタ州において全米初のチャータースクール法が制定された (学校開校は1992年)。その後チャータースクールは急増し、2006年現在では、約4000校で115万人¹⁾が40州とワシントンD.C.で学んでいる。

それでは、チャータースクールとはいったいどのような特徴をもった学校なのか。コルドリー (Kolderie 1993) によると、第一に、誰にでも設立の申請が可能であり、それを認可する機関が複数存在する。第二に、公立学校であることから非宗教系で授業料を徴収せず、入学者を選抜しない。第三に、州や学区からの制限や規則から自由になると同時に、学校は生徒の学業成績に責任を負う。設定した目的を達成できなければチャーター (認可) を失う。第四に、経費は生徒の数に応じて割り当てられる、などの特徴がある。さらに、スミス (Smith 2001) が指摘しているように、人事やカリキュラムなどに関して学校独自で決定・実践できるという点では、チャータースクールは公立学校でありながらも私立学校と似たような性格をもつ学校であるといえる。

上述のような特徴をもつ学校へ、保護者や生徒たち自らが積極的に参加・通学することでチャータースクールはアメリカ社会においてその種類や数を増やし、重要な教育改革の一つに位置づけられる。チャータースクールが誕生して15年が経ち、今ではいくつかの分野においてチャータースクールに関する先行研究が蓄積されてきたが、それらを総括するような研究は管見の限りなされていない。そこで今後は、散在する研究蓄積をまとめたうえで、チャータースクールやその研究に潜む課題に対する社会学的な検討が求められる。

そこで本稿では、第2節でチャータースクール誕生以来蓄積されてきた先行研究を俯瞰し、その分類と課題の析出を試みる。さらに第3節で先行研究からえられる課題を踏まえて、社会学的視点の分析を検討することを中心的な目的とする。

2. チャータースクールに関する先行研究の分類

本節では、チャータースクールの先行研究をマクロな視点で比較をしている研究と、ミクロな視点で個々のデータに着目している研究に分類する。マクロな視点として法律の特徴に注目した先行研究と、伝統的公立学校との教育効果の違いに注目した研究、そしてミクロな視点としてチャータースクールの閉校に焦点を当てた研究に分類し、それぞれの特徴を概観し、それらの課題を提示することを目的とする。なお、この分類においては議論の余地もあるだろうが管見の限り以上のように分類される先行研究が主流であると思われる。

(1) 法律の特徴に注目した研究

ここでは、チャーター法研究の特徴を概観してチャーター法研究の抱える問題を指摘することを目的としている。そのために、まず法律の内容がチャータースクール制度導入にどの程度積極的であるかについて、州による差があることから、その積極度に従ってチャーター法を「強い法 (strong charter law)」、「弱い法 (weak charter law)」に分類する。これは、チャーター法を扱う先行研究では、多くが依拠している方法でもある (フィン Finn 訳書 2000; バーレインら Bierlein *et al.*, 1995; ミロ Millot 1996)。

強い法とは、チャータースクールの申請や運営に関して厳しい規則を設けてはおらず、学校評価やチャーター更新に関しても寛容な態度を示している。当然のことながら、強いチャーター法を有する州には、多数のチャータースクールが存在する (例えばカリフォルニア州やアリゾナ州など)。このような強いチャータースクール法が成立する背景としては、チャータースクール制度の導入が、伝統的公立学校との競争を生み出し、互いに向上するという位置づけをされている。

しかし、強いチャーター法に関する問題もいくつか挙げられる。ベッカー (Becker 1997) は、チャータースクールが強い権限をもつことで、問題のある生徒に対する教育義務を放棄したり伝統的公立学校に押し付けたりする事態を招くとしている。それによって全ての生徒に開かれた教育機関としての公立学校の存在意義がゆらぐことになると述べている。チャータースクール改革によ

り、学校の権限が強化される代償として、生徒の権限が縮小されるという危険性には十分留意する必要がある。

他方、弱いチャーター法は認可される学校数の上限が決められ、認可にいたるまでの経緯が大変厳しい。学区や教育委員会などからの圧力もあり、伝統的公立学校とほとんど変わらない。ハッセル (Hassel 1997) が指摘するように、チャータースクールとして運営される価値がおよそないような法律である。弱い法を有する州にはチャータースクールはごくわずかしが存在しない (例えばミシシッピー州やワイオミング州) が、これらの州ではチャータースクールは公教育全体を危うくするような学校であるという位置づけである。

弱い法に関する問題は、その成立過程の中でチャータースクールに対する教員組合や教育委員会の反対があげられ、そこではチャータースクールを伝統的公立学校の敵とみなしているような実態すらある²⁾ (国際貿易投資研究所 2005; フィンら Finn *et al.*, 訳書 2000, pp.194-218)。さらにチャーター法の成立過程に注目した研究によると、教育への政治の介入から逃れるために必要な強いチャーター法が成立するかどうかは、各州の政治力学にかかっているという (ハッセル Hassel 1999)。これは小玉 (2002, p.29) がいう、「自由化のパラドクス」である。つまり、チャータースクールは教育委員会や学区から独立した公立学校として存在しているが、公的資金により公立学校として運営されている以上、政治的規則や規制から完全に逃れることはできない宿命にある。

以上、法律の特徴に注目した先行研究をとりあげたが、法研究では単純に強い法、弱い法という枠組みでの比較には限界があると思われる。教育制度が州ごとに異なることで公教育の方向性が変わる点を考慮すると、どのような地域 (州) で法が成立、解釈、運用されているのかという視点をもつチャーター法研究が必要だろう。

(2) 伝統的公立学校との教育効果の違いに注目した研究

チャータースクールは学校選択を体現する学校である。学校選択制度により、政府による多くの教育統制から逃れ、「顧客」が1つのサービス提供者から異なるサービス提供者へと自由に移動することができることで、それぞれの学校が一定の効果を挙げるようになる (フリードマン Freidman 1962) という。

チャータースクールと伝統的公立学校でいえば、チャータースクールという学校選択を可能にする制度の効果は、生徒や資金を奪いあうことで既存の公立学校との間に競争関係を生み出す。さらに学区制を採用しないことで、これまでは効果の見込めなかった伝統的公立学校へ通わざるをえなかった生徒たちを救済できる (チャブら Chubb *et al.*, 1990; ハッセル Hassel 1998; ネイサン Nathan 1996)。つまり、競争により両者とも向上するという前提のもと、チャータースクールを選択した生徒も、そうでない生徒も一定の恩恵をうけることができる。特にチャータースクールの場合は、そのほとんどが生徒の学業達成や目標達成に関して説明責任を果たす義務を負っていることから、保護者や生徒が、ふさわしい学校を決定する指標の1つとして、州の規定または実施する統一テストの結果などから、伝統的公立学校とチャータースクールの効果を比較することが多い。

そこで、ここではチャータースクールと伝統的公立学校における教育効果の比較に関する先行研究を概観する。それを踏まえた上で、先行研究の限界やこれからの課題を検討する。

ソルモンら (Solmon *et al.*, 2004) はまず、チャータースクールに関する人々の意識について、「比較的に伝統的公立学校よりもチャータースクールのほうが良好な教育効果があると考えている」と述べている。これは、チャータースクールで、保護者や生徒の満足度が高い (パークレイら Burkley *et al.*, 2003) ことや、学校独自の教育目標を設定できるので、特別な教育を実践しているという意識からであると思われる。さらに、イーディーソース (Ed Source) の調査では、カリフォルニア州の移行型チャータースクール (伝統的公立学校からチャータースクールに運営形態を変更した学校) の約 80%、新設型チャータースクールの場合は 71% が学校の設定する目標を達成したと報告している³⁾。

しかしながら、ソルモンらも述べているように、チャータースクールが伝統的公立学校よりも優れているという実証的データはなく、効果を上げているように見えるイーディーソースの結果に関しても、伝統的公立学校との比較ではなく学校独自が策定・実施するテストの結果・達成度を考察しているのみであり、必ずしも伝統的公立学校よりも効果があるとはいえない。

それでは、チャータースクールは伝統的公立学校に比べ、教育効果は高いのか。具体的にチャータースクールと伝統的公立学校の教育効果を比較した研究をみると、まずブディンら (Buddin *et al.*, 2005) の研究では、カリフォルニア州を対象として、読み書きと算数のテスト結果の比較をしている。これは、1998 年から 2002 年までのスタンフォード 9 テスト⁴⁾を受けた全生徒 (初等教育段階と中等教育段階) の結果を比較・検証したものであり、この研究の特徴は、生徒のテストの結果に関して大規模かつ長期的な経年変化を追っている点である。この研究では、チャータースクールの生徒が伝統的公立学校の生徒よりもテストの成績が良いとは結論付けていない。

その他の研究では、ベティンガー (Bettinger 2005) がミシガン州におけるチャータースクール 33 校、伝統的公立学校 550 校を対象とした州の標準テスト (読み書き・計算) を比較したのも、またビファルコら (Bifulco *et al.*, 2006) が行った、ノース・カロライナ州における 1995 年度から 2001 年度までの読み書き・計算に関する長期的な経年変化を検討したのも、同様の結論であった。さらに、チャータースクールの生徒が伝統的公立学校の生徒よりもテストの成績が低いという結果さえ出ている。チャータースクールに反対する人たちの多くは「伝統的公立学校からできる子のみを奪い取る」と危惧しているが、以上の結果からは必ずしもチャータースクールに通う生徒が学業成績において優秀であり、伝統的公立学校から「選抜」されているとは言い切れない。

これらの先行研究ではそれぞれに重要な知見が見出せるものの、二つの問題点も挙げられる。第一に、チャータースクールと伝統的公立学校の比較をする方法として標準テストの点数を用いていることである。先行研究では、読み書きや計算などいわゆる主要科目に関するテスト結果が使用されているが、チャータースクールは独自の目標を決定できることから、教科教育を目標に掲げていない場合もある。例えば、障害者を対象にしたチャータースクールでは、環境を整えるだけで数年かかることもあり (フィオレ Fiore 2000)、主要科目だけの比較では不十分といえ

る。そして第二に、人種の比率がチャータースクールと伝統的公立学校とでは大きく違うことや、チャータースクールに通う生徒の親の学歴など、生徒の属性に存在する差異を考慮していないことである。これに関しては、例えばカリフォルニア州教育省（California Department of Education）によると、州全体においてチャータースクールに通う生徒の属性は、ヒスパニックの生徒が少なく、白人の生徒が多い。そしてチャータースクールに通う生徒の親の学歴は、伝統的公立学校に通う生徒の親のそれよりも比較的高く、特別な英語教育が必要な生徒の比率はチャータースクールのほうが低い⁵⁾。

ジマーら（Zimmer *et al.*, 2003, p.175）の指摘にもあるように、「チャータースクールは2つとしてまったく同一のものは存在しない。チャータースクールは、驚くほど多様であり、チャータースクールそれ自体の効果を評価する際に、または伝統的公立学校との比較をする際にも、単一の指標を用いてその効果を評価することはできない」のである。

（3）チャータースクールの閉校に注目した研究

チャータースクールは公教育全体からみると、その規模は決して大きくはないが、成長の速さは注目すべきである。今ではアメリカ国内のほとんどの州においてチャータースクールが存在し、減少することなく運営されるまでになった。増加傾向にあることは、多くのチャータースクールは成功しているかのように思えるが、上述のようにその効果は未知数であり、必ずしも全てのチャータースクールが成功しているわけではない。アメリカ教育省の研究（U.S. Department of Education 2004）では、チャータースクール8校の成功例を、詳細に分析しているがここでは、チャータースクールの閉校に着目した先行研究を概観することで、チャータースクール研究の抱える問題点を検討する。

レイクラ（Lake *et al.*, 2005）によると、閉校となる要因は大きく分けて二つある。第一に、生徒数の減少や資金調達の失敗などによる財政的困難である。その背景としては生徒のリクルートや資金確保の失敗だけでなく、学校運営・経営に関しての経験不足なども含まれる。第二に、チャーターの剥奪という形である。これは、目標達成度が不十分だとチャーター認可者に判断された場合や、チャータースクール関係者の不正行為による場合である。（マンノら Manno *et al.*, 2000）。

資金の調達や学校運営、または教育効果の問題によって閉校になる場合は、チャータースクールが開校している間に抱える課題であるが、一方で閉校になった後、いわばチャータースクールがその運営機能を失った後に生起する問題もある。例えば、ワシントンD.C.では大規模な事例研究（GAO 2005）が行われたが、この研究ではチャータースクールが閉校する場合、チャーター認可者の監視体制の問題点と同時に、閉校後の課題も指摘している。特に財政難で閉校するチャータースクールに通う生徒たちが、どのような過程を経て他の学校へ移っていくのか、また彼らの在籍記録などの保護に関するチャーター認可者の不十分な監視体制を詳細に述べている。生徒の確保に失敗した結果、財政難に陥り運営が困難になった学校では、まず学校運営側がその財政難を隠蔽しようとする。認可者側は、基本的に学校訪問・監査を年に1回程度しか行わず、膨大な資料を完全に

把握しているとはいえない。

結果として実際に閉校になる時には、認可者の予想を遥かに超える問題が山積みになり、生徒の転校に関してチャーター認可者も責任を負うと考えられるが、実際にはその後の保護者・生徒のケア（説明責任や転校手続きなど）が十分には行われていないことも多い。

そして、上述のワシントン D.C. の研究でもカリフォルニア州の調査においても、そこに通っていた生徒や通学予定だった生徒が、その後どのような経緯を経て、どのような学校へ通うことになったのかは、明らかになっていない。学校が閉校になった場合の一番の被害者は生徒であるにもかかわらず、彼らを対象にした研究が十分に行われていないのである。もしチャーターが剥奪され閉校を余儀なくされたとしても、チャータースクールが伝統的公立学校に運営形態を変更することができれば、その学校に残ることは可能である。だが、閉校によって学校自体がなくなった場合、生徒は他の学校へ移らざるをえなくなる。

これまでのチャータースクールの閉校に関する研究分野では、閉校後に在籍していた生徒たちの経緯を追った研究が、未だ蓄積されてはいない。閉校による最大の被害者である生徒に着目することは、チャータースクールを含めた公教育が生徒の教育機会を保障し、さらには社会全体に対する説明責任を果たすという観点からも必要な研究であると考えられる。

3. 先行研究からえられる課題

前節までは、チャータースクールに関する法律、公立学校との比較、そして閉校に関する研究をとりあげて、先行研究が抱える課題を検討してきた。本節ではそれらの課題を踏まえた上で、チャータースクール研究における社会的な視点の検討をしたい。

先行研究からえられる課題として、チャータースクールの存在に大きく影響する制度面を扱ったチャーター法研究では、強い法と弱い法の特徴を比較することで法のチャータースクールへの貢献度は明らかになるだろう。だがそれらの特徴を単純に比較することでは、逆に法研究の視野を狭くするのではないだろうか。つまり教育制度自体が州ごとに大きく異なっている以上、チャーター法の内容を比較するだけでなく、法制定までの審議や法解釈・法運用の実態⁶⁾などに関して、州や地域の特徴及び、そこでのチャータースクールの位置づけなどを踏まえた法研究が必要である。

次に、教育効果に関する基本的な課題として、教育効果とは何であり、そもそも比較自体が可能なのかという疑問点がある。チャータースクールの効果として、伝統的公立学校よりも学校が設定した目標到達度や満足度は高いという可能性は否定できないが、教育効果（読み書き、計算などの主要科目）の比較では、チャータースクールは伝統的公立学校と同等か、それより低いという研究が多く見られた。だがこの結果に対しては、チャータースクールは多種多様であることから、教科教育に重点を置いていない学校も存在するという事に留意する必要がある。つまり、教科教育のみに注目した限定的な比較には限界がある。教育効果の定義だけでなく、主要科目の成績による比較だけではない他の指標を用いた比較が求められる。

そして閉校に関しては、背景は多種多様であるが、大別すると経営不振とチャーター剥奪という経緯で閉校していくことや、閉校後の課題も明らかとなった。しかしながら、この種の研究においてはまず、その研究蓄積の少なさが課題として挙げられる。すでに運営されていない学校や形態が変わった学校に関する研究は、非常に困難であるとの予想はつくが、残された生徒に関する研究は開拓すらされていないのが現状である。説明責任を果たし、全ての生徒に教育を保障していくという観点からも、彼らがどこへ行ったのかという研究は必要である。そして、閉校したチャータースクールに在籍した生徒のデータから閉校の特徴を明らかにすることは、今後のチャータースクール研究に関して、大いに有意義であると思われる。

これらを踏まえ、社会学的視点として、第一に、地域と法の関係性を明らかにするために、まず地域の特徴に焦点を当てる。教育制度だけでなく法の制定や解釈・運用が州ごとに違うことから、地域性を視野に入れた検討は必須であると考えられる。具体的には、地域性が法にどのように影響しているのかという段階を経た検討をすることで、地域性を踏まえた法の特徴を捉えることができるのではないだろうか。

第二に、学校のタイプ、生徒の属性を詳細に検討する。なぜなら、新設型や移行型だけでなく、マイノリティや障害者を対象にしたチャータースクールがあるように、在籍する生徒からもチャータースクールを特徴づけられるからである。先行研究を検討すると、チャータースクールと伝統的公立学校の生徒の属性には差があることが示唆される。今後エスニックマイノリティ（民族的少数者）と呼ばれる人たちが、特定の人種・地域・階層において、数だけではマジョリティになる可能性が大きい。そこで、伝統的公立学校との比較だけでなく、同様の特徴（属性・エスニシティの比率、運営形態、教育目標など）を有するチャータースクール同士の比較を通して、特定生徒に対する教育効果の指標を定義する。さらに、定義された指標を用いて教育効果を実証的に検討する。

第三に、閉校した学校がどのような背景の下、どのような生徒が在籍して、転校していったのかという、チャータースクールの「失敗」ともいえる側面を検討する。具体的には、閉校した学校例を収集し類型化することで、閉校への共通点を見出す。また、在籍した生徒の情報を得ることは困難であるが、インタビューなどを通じて個々の事例を詳細に検討する。閉校の実態を明らかにすることで、保護者や生徒または学校に対して、これまで得ることが困難であった閉校に関する知識を提供し、社会的な説明責任を果たすことができる。そして在籍した生徒の行方を追うことで、州や学区レベルにおける教育機会の保障に関する検討をすることができる。

以上のような社会学的な視点または問題意識をもち、チャータースクール研究を試みることを今後の課題としたい。

[注]

- 1) 4000校と115万人という数字は、それぞれアメリカ全学校数の約3%と全生徒数の2.3%。
- 2) 例えば、伝統的公立学校から生徒と資金を奪う、優秀な生徒のみを「選抜」する、障害をもつ生徒にはふさわしくない、など。

- 3) イーディースソース (Ed Source) <http://www.edsource.org/> より。閲覧日 2007 年 1 月 3 日現在。
- 4) スタンフォード 9 テスト (Stanford Achievement Test, Ninth Edition) とは、読みと計算と言語の試験に関して、テスト受験者の結果とその受験者と同年齢・同学年の標準と比較するもの。
- 5) 2004 年度までに運営されているチャータースクール全 511 校のうち 509 校のデータ。カリフォルニア州教育省ホームページ (California Department of Education) <http://www.cde.ca.gov/> より。閲覧日 2006 年 12 月 27 日現在。
- 6) 法解釈に関して、一定条件を満たせば「教室を基礎としないチャータースクール (Non classroom-based)」という新しい形のチャータースクールも設立可能であり、近年増加傾向にある (ブディン Buddin *et al.*, 2003)。

[文 献]

- Becker, Henry J, Nakagawa, Kathryn, and Corwin, Ronald G, 1997, "Parent Involvement Contracts in California's Charter Schools: Strategy for Educational improvement or Method of Exclusion?", *Teachers College Record*, Vol.98, No.3, pp511-536.
- Berube, Maurice R, 1994, *American School Reform: Progressive, Equity, and Excellence Movement 1883-1993*, Praeger Publisher.
- Bettinger, Eric P, 2005, "The effect of charter schools on charter students and public schools", *Economics of Education Review*, Vol.24, Issue.2, pp133-147.
- Bierlein, Louann A, and Mulholland, Lori A, 1995, *Charter School Update and Observations Regarding Initial Trends and Impacts*, Morrison Institute for Public Policy.
- Bifulco, Robert, and Ladd, Helen F, 2006, "The impacts of charter schools on student achievement: Evidence from North Carolina", *Education Finance and Policy*, pp50-90.
- Buddin, Richard, and Zimmer, Ron, 2003, "Student Achievement in Charter Schools: A Complex Picture", *Journal of Policy Analysis and Management*, Vol.24, No.2, pp351-371.
- , 2005, *Is Charter School Competition in California Improving the Performance of Traditional Public Schools*, Rand Corporation.
- Burkley, Katrina, and Fisher, Jennifer, 2003, "A Decade of Charter Schools: From Theory to Practice", *Educational Policy*, Vol.17, No.3, pp317-342.
- Chubb, J E, and Moe, T M, 1990, *Politics, Markets, and America's Schools*, Brookings Institution Press.
- Finn, Chester E, Manno, Bruno V, and Vanourek, Gregg, 2000, *Charter Schools in Action*, Princeton University Press, (= 高野良一 監訳 2001, 『チャータースクールの胎動』 青木書店).
- Fiore, Thomas A, 2000, *Charter Schools and Students With Disabilities: A National Study*, Office of Educational Research and Improvement, U.S. Department of Education.

- Friedman, M, 1962, *Capitalism and freedom*, University of Chicago.
- GAO (Government Accountability Office), 2005, *Strengthening Monitoring and Process When Schools Close Could Improve Accountability and Ease Student Transitions*, United States Government Accountability Office.
- Hassel, Bryan C, 1997, *Designed to Fail?*, UMI Company.
- , 1998, “Charter School: Politics and Practice in Four States” Hassel, Bryan C, and Peterson, Paul E. *Learning from School Choice*, Brookings Institution Press.
- , 1999, *The Charter School Challenge, Avoiding the Pitfalls, Fulfilling the Promise*, Brookings Institute Press.
- 小玉重夫, 2002, 「公教育の構造変容」『教育社会学研究』第70集.
- 国際貿易投資研究所, 2005, 『さまよえるアメリカの教育改革』国際貿易投資研究所.
- Kolderie, Ted, 1993, *The States Begin to Withdraw the Exclusive*, Center for Policy Studies.
- Lake, Robin J, and Hill, Paul T, 2005, *Hopes, Fears, & Reality: A Balanced Look at American Charter Schools in 2005*, University of Washington.
- Manno, B V, Finn, C E, Vanourek, G, 2000 “Charter School Accountability: Problems and Prospects”, *Educational Policy*, Vol.14, No.4, pp473-493.
- Millot, M D, 1996, *Autonomy, Accountability, and the Value of Public Education; a comparative assessment of charter school states leading to model legislation*, Center on Reinventing Public Education.
- Nathan, Joe, 1996, *Charter School: Creating Hope and Opportunity for American Education*. Jossey-Bass Publication.
- The National Commission on Excellence in Education, 1983, *A Nation at Risk: The Imperative for Education Reform*, U.S. Department of Education.
- Smith, Stacy, 2001, *The Democratic Potential of Charter School*, Peter Lang Publisher.
- Solmon, Lewis C, and Goldschmidt, Pete, 2004, “Comparison of Traditional Public School and Charter Schools on Retention, School Switching, and Achievement Growth”. *Policy Report*, No 192, Gold Water Institute.
- 鵜浦 祐, 2001, 『チャータースクール —アメリカ公教育における独立運動—』 勁草書房.
- U.S. Department of Education, 2004, *Successful Charter Schools*, U.S. Department of Education Office of Innovation and Improvement.
- Zimmer, Ron, Buddin, and Gill, Brian, Guarino, 2003, *Charter School Operations and Performance: Evidence from California*. Rand Corporation.